

公 示 送 達 書

令和 8 年 8 月 25 日

大阪市長 横山 英幸

下記の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、地方税法第20条の2の規定に基づき公告します。

当該送達不能となった文書については、なんば市税事務所 に保管していますので、該当者は申し出てください。

なお、当該送達不能となった文書を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により令和 8 年 9 月 1 日に文書の送達があったものとみなされます。

送達を受けるべき者	氏 名 又は 名 称	樋口 詩織
送達する文書の文書番号	大財な収 第1934号	